最終更新日：2015年11月12日
株式会社ティーガイア
代表取締役社長　澁谷　年史
問合せ先：経営企画部 03-6409-1010
証券コード：3738
http://www.t-gaia.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業活動を律する枠組みとして捉え、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であると考えております。加えて、顧客、取引先、従業員、地域社会等、株主以外のステークホルダーに対してもそれぞれの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築を果たしていく必要があると考えており、これらのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を「コーポレート・ガバナンス基本方針」として定め、当社ウェブサイトで開示しております。また、より良いガバナンス体制を構築・維持しつつ、事業活動の遂行に努めることが社会における企業としての使命であるとの認識の下、「経営の透明性の確保」および「企業価値の保全と向上」の両面から、制度的枠組を整えるとともに実効を上げるべく日常活動を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
当社は、株主構成や機関投資家からのニーズ等を総合的に勘案し、現時点において、議決権の電子行使の採用及び招集通知全文の英訳（一部実施）を行っておりませんが、今後の国内外の機関投資家のニーズ増加等の環境の変化に応じて適時対応を検討してまいります。

【補充原則４－２－１】
2015年度より取締役・執行役員の報酬制度を改定し、取締役報酬と執行役員報酬を分け明確にしております。また、執行役員報酬については、固定報酬と業績連動報酬に分け、さらに業績連動報酬については、役位に応じて全社業績と自組織業績の比率を決定し、中長期的な施策を含む設定目標の達成度に応じて報酬額が変動するようメリハリのある制度へ変更しました。
なお、現状は、年度毎の現金報酬となっており、自社株報酬の導入については、課題と認識しております。

【補充原則４－８－２】
当社は、現在は独立社外取締役が1名となっているため、現時点では「筆頭独立社外取締役」を決定していないものの、2名以上となった場合には「筆頭独立社外取締役」を選任し、経営陣や監査役、監査役会との連携・調整にあたる体制を整備する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引・協業関係の構築・維持・強化を目的として、当社の保有方針に合致した株式のみを保有しております。毎年、取引関係の維持・強化により得られる利益や、投資先企業の成長性・健全性等を総合的に勘案し、取締役会にて継続保有/売却の判断を実施しております。
議決権行使については、各議案を精査のうえ、当社保有方針への適合性や当社グループの企業価値の維持・向上への寄与、投資先企業のガバナンス体制や企業価値向上への寄与等を総合的に勘案し、議案に対する賛否を決定しております。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主等との取引のうち重要性が高いものについては、取締役会にて取引内容を審議し、実行可否を判断しております。また、毎年、当社と役員との間の取引有無について確認を実施し、会社及び株主共同の利益を害する取引がないことを検証しております。

【原則３－１　情報開示の充実】
(i) 当社グループは「企業理念」および「中期目標」を当社ウェブサイトにて開示していますので、ご参照ください。
企業理念（http://www.t-gaia.co.jp/company/vision.html）
中期目標（http://www.t-gaia.co.jp/company/plan.html）

(ii) 当社グループは「コーポレート・ガバナンス基本方針」を当社ウェブサイトにて開示していますので、ご参照ください。
コーポレート・ガバナンス基本方針（http://www.t-gaia.co.jp/company/governance.html）

(iii) 取締役会が取締役及び執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続きは、有価証券報告書の「第4【提出会社の状況】」の「6【コーポレート・ガバナンスの状況】」および本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に開示していますので、ご参照ください。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きは、当社ウェブサイトで公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の「第２章　コーポレート・ガバナンス体制」および本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に開示しています。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」および本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】及び【監査役関係】」に開示していますので、ご参照ください。

【補充原則４－１－１】
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づき業務執行体制としての経営会議・執行役員会／制度・その他

各種会議体を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。
取締役会においては、法令及び定款に定められた事項、中期経営計画の策定とともに、個別案件については、当社及びグループ各社の重要な財産の処分及び譲受け、多額な借財等の重要事項を決定しており、取締役会規程（付議基準含む）にて、委任範囲を明確化しております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社は独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を選任しており、一定の独立性を確保しております。なお、現在、独立社外取締役を2名以上に増やすことを検討しております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、これまで独立性については東京証券取引所の定めを踏まえつつ、都度個別に判断を行っており、明確な基準は策定しておりませんでしたが、今般、すべてのステークホルダーに配慮するため、独立性判断基準を新たに定め、明確化いたしました。今後の独立役員選任にあたっては、当該基準を適用いたします。なお、詳細につきましては、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項【独立役員関係】」をご参照ください。
また、社外取締役の選任においても、当社ウェブサイトで公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の「第２章　コーポレート・ガバナンス体制」に記載しておりますので、ご参照ください。
コーポレート・ガバナンス基本方針（http://www.t-gaia.co.jp/company/governance.html）

【補充原則４－１１－１】
今般、コーポレート・ガバナンス基本方針を更新・拡充しており、取締役会全体のバランス・多様性・規模に関する考え方および取締役の選任に関する方針・手続については、当社ウェブサイトで公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針」の「第２章　コーポレート・ガバナンス体制」に記載しておりますので、ご参照ください。
コーポレート・ガバナンス基本方針（http://www.t-gaia.co.jp/company/governance.html）

【補充原則４－１１－２】
役員の兼任状況については、毎年定時株主総会の招集通知に記載・説明しております。すべての役員の兼任状況は合理的な範囲に留まっていると判断しており、それぞれの職務を適切に全うしていただけると判断しています。

【補充原則４－１１－３】
当社は、取締役会全体の実効性について、取締役による自己評価を踏まえ、取締役会としての分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

【補充原則４－１４－２】
取締役・監査役については、弁護士等の専門家からの法令に関する説明や企業経営等に関する参考書籍の配布・共有等、取締役・監査役としての職務遂行上必要となる知識習得の機会を提供します。これらに加え、社外取締役・監査役に対しては、当社グループの事業・課題の理解を深めることを目的として、随時当社事業・課題に関する説明や、当社の店舗等の現場の視察を実施する等の施策を講じております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、経営企画部内にIR担当部署を設置しており、情報開示のみならず、株主との建設的な対話を積極的に実施しております。
また、IR活動を含む情報開示の基本方針を定めた「ディスクロージャーポリシー」を取締役会にて承認しており、当社ウェブサイトにて開示しております。
なお、IR活動等の詳細については本報告書の「III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「２.IRに関する活動状況」をご参照下さい。
ディスクロージャーポリシー（http://www.t-gaia.co.jp/ir/disclosure.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
住友商事株式会社	23,345,400	29.52
三菱商事株式会社	13,045,400	16.49
株式会社光通信	11,420,000	14.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,540,400	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,190,200	1.50
全国共済農業協同組合連合会	1,100,000	1.39
メロン　バンク　トリーティー　クライアンツ　オムニバス	754,994	0.95
ティーガイア従業員持株会	698,000	0.88
メロン　バンク　エヌエー　アズ　エージェント　フォー　イッツ　クライアント　メロン　オムニバス　ユーエス　ペンション	576,298	0.72
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー　505001	456,639	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記の「外国人株式所有比率」および【大株主の状況】の数値は平成27年９月30日現在のものになります。
なお、上記のほか、当社が保有している自己株式が10,300,336株あります。

平成27年９月30日現在、当社は住友商事株式会社の関連会社でありますが、当社の事業領域である携帯電話等の販売・取次事業、固定回線サービス等の取次事業および決済サービス事業は、同社から独立して事業運営にあたっております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤　達次郎	他の会社の出身者							○	○			
新　将命	他の会社の出身者											
近田　剛	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤　達次郎		昭和56年４月　住友商事株式会社入社 平成14年11月　米国住友商事会社情報システム部長 平成19年４月　住友商事株式会社人材・情報グループIT企画推進部長 平成19年６月　住商情報システム株式会社（現SCSK株式会社）社外取締役（現任） 平成20年４月　住友商事株式会社コーポレート・コーディネーショングループIT企画推進部長 平成23年４月　同社理事ネットワーク事業本部長（現任） 平成23年６月　当社社外取締役（現任）	当社の主要株主である住友商事株式会社の業務執行者ですが、情報通信業界に精通していること、当該業界での豊富な経験、知識があることを重要視したことに加えて、取締役の職務執行に対する監督や外部的視点からの助言が期待できることから、当社が社外取締役として招聘しております。
新　将命	○	昭和34年４月　シェル石油株式会社（現昭和シェル石油株式会社）入社	長年の企業経営で培った豊富な経験、知識があることを重要視したことに加えて、取締役

		昭和44年４月　日本コカ・コーラ株式会社コカ・コーラブランドマネージャー 昭和46年４月　同社関西営業部長 昭和53年４月　ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社常務取締役 昭和54年４月　同社専務取締役 昭和57年４月　同社代表取締役 平成２年５月　株式会社国際ビジネスブレイン代表取締役社長（現任） 平成４年６月　日本サラ・リー株式会社代表取締役社長 平成６年７月　サラ・リーコーポレーション（米国総本社）副社長 平成７年４月　日本フィリップス株式会社代表取締役社長 平成11年４月　株式会社日本ホールマーク代表取締役社長 平成12年４月　株式会社グローバル・リンケージ社外取締役 平成23年６月　健康コーポレーション株式会社社外取締役（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	の職務執行に対する監督や外部的視点からの助言が期待できることから、当社が社外取締役として招聘しております。 新将命氏は、当社と出資関係、取引関係が無く、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であるため、独立役員に指定しています。
近田　剛		昭和60年４月　住友商事株式会社入社 平成４年７月　上海住友商事（中国）機電部長 平成10年７月　住友商事株式会社情報通信プロジェクト第一部課長 平成15年６月　同社投資開発部課長 平成15年10月　Sumitomo Corporation Equity Asia Limited（香港）社長 平成22年４月　住友商事株式会社新事業投資部長 平成25年４月　同社投資開発部長 平成26年８月　同社投資開発部長兼通信事業部長 平成27年４月　同社総合モバイル事業部長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	当社の主要株主である住友商事株式会社の業務執行者でありますが、情報通信業界での豊富な経験、知識があることを重要視したことに加えて、事業投資分野での知見を有することや取締役の職務執行に対する監督、外部的視点からの助言が期待できることから、当社が社外取締役として招聘しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、経営の透明性を高めるべく、取締役会の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置しております。
指名委員会は、取締役および常務執行役員以上の執行役員の選任・解任案を、報酬委員会は取締役および執行役員の報酬案等を取締役会に対し提案することを目的としております。
指名委員会および報酬委員会は、独立社外取締役を含む社外取締役および代表取締役社長ならびに代表取締役社長が指名する取締役から構成され、委員は取締役会にて決定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人と監査役は監査計画、監査実施状況、会計監査結果等について四半期決算時および本決算時等に打合せを実施し連携をとっております。
また、内部監査部門として、社長直属で内部監査部を設置しており専任スタッフを配置しております。内部監査規程に基づき、業務監査、個人情報保護監査、内部統制独立部署評価等を実施しております。監査役会および監査役に専任スタッフは配置されておりませんが、内部監査部と必要の都度、月に2、3回程度の頻度で内部監査部の監査計画、監査実施状況等について情報交換、意見交換を行うなど連携を密にして監査の効率を向上させております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続監査年数は下記のとおりとなっております。
また、下記以外に公認会計士5名、その他5名の計10名の補助者で監査業務を実施しております。

指定有限責任社員　業務執行社員　川島 繁雄　有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員　業務執行社員　大橋 武尚　有限責任監査法人 トーマツ
（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
筏井　誠	他の会社の出身者									△	△			
松岡　幸秀	公認会計士										△			
蒲　俊郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
筏井　誠		昭和52年4月　住友商事株式会社入社 平成6年3月　同社投資事業グループ事業企画部長付 平成11年3月　同社消費流通事業部長付 平成14年12月　株式会社マミーマート取締役財務部長 平成16年10月　住友商事株式会社消費流通事業部長 平成21年4月　同社メディア・ライフスタイル総括部長付 平成24年6月　当社社外監査役（現任）	当社の主要株主である住友商事株式会社の出身でありますが、内部監査、財務に関する豊富な経験と知識を重要視して、当社が社外監査役として招聘しております。
松岡　幸秀	○	昭和58年1月　等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社 平成3年7月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー就任	公認会計士としての専門的な経験、知識を重要視して、当社が社外監査役として招聘しております。

		平成23年９月　有限責任監査法人トーマツ退職 平成23年10月　松岡公認会計士事務所開業代表（現任） 平成24年２月　学校法人明星学園監事（非常勤）(現任) 平成25年４月　一般社団法人日本卸電力取引所監事（非常勤）（現任） 平成25年６月　当社社外監査役（現任） 平成25年６月　株式会社スパンクリートコーポレーション社外監査役（現任） 平成25年６月　平和紙業株式会社社外監査役（現任）	松岡幸秀氏は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者として当社の監査業務に従事しておりましたが、同氏は平成23年９月に同監査法人を退職しているため独立性は保たれており、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、独立役員に指定しています。
蒲　俊郎	○	平成５年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成15年６月　城山タワー法律事務所設立代表弁護士就任（現任） 平成17年４月　桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授（現任） 平成18年３月　ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社社外監査役（現任） 平成19年８月　株式会社ケイブ社外監査役（現任） 平成22年４月　桐蔭横浜大学大学院法務研究科長(現任) 平成25年６月　当社社外監査役(現任） 平成26年６月　学校法人桐蔭学園理事（現任） 平成27年３月　株式会社ピアラ社外監査役(現任)	弁護士としての専門的な経験、知識があることを重要視して、当社が社外監査役として招聘しております。 蒲俊郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であるため、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社では、これまで独立性については東京証券取引所の定めを踏まえつつ、都度個別に判断を行っており、明確な基準は策定しておりませんでしたが、今般、すべてのステークホルダーに配慮するため、独立性判断基準を新たに定め、明確化いたしました。今後の独立役員選任にあたっては、当該基準を適用いたします。なお、詳細につきましては以下の通りです。

当社は、次の各項目のいずれにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断しております。

1. 当社又は当社の子会社（関係会社）（以下総称して「当社グループ」）の業務執行者であるもの、又は過去において業務執行者であったもの
2. 当社の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であるもの、又は最近５年間において当社の現在の親会社・兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であったもの
3. 当社グループを主要な取引先とするもの、又はその業務執行者、又は最近３年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは直近の事業年度における年間連結総売上高の２％以上の取引）
4. 当社グループの主要な取引先、又はその業務執行者、又は最近３年間において業務執行者であったもの（主要な取引とは直近の事業年度における年間連結総売上高の２％以上の取引）
5. 最近３年間において、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供するもの（但し、当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当社から得ている財産が年間収入の２％を超える団体に属するもの）
6. 最近３年間において、当社グループの主要借入先又はその業務執行者であるもの（主要な借入とは直近の事業年度末における連結総資産の２％以上の額を当社グループに融資しているもの）
7. 当社の主要株主もしくはその業務執行者であるもの、又は最近５年間において業務執行者であったもの
8. 当社グループから年間1,000万円の寄付を受けているもの（但し、当該寄付を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の２％を超える団体の業務執行者であるもの）、又は最近３年間において業務執行者であったもの
9. 当社の会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当しているもの、又は最近３年間において当該社員等として当社グループの監査業務を担当していたもの
10. 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人であるもの
11. 当社グループから取締役もしくは監査役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員であるもの
12. 当社グループの取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人のいずれかに該当するものの二親等以内の親族であるもの、又は最近３年間において、当社グループの取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人のいずれかに該当したものの二親等以内の親族であるもの
13. 上記2から10のいずれかに掲げるもの（但し、重要な地位にあるものに限る）の二親等以内の親族であるもの
14. 当社の社外役員として任期が８年を超えているもの
15. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有しているもの

なお、当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、取締役報酬と執行役員報酬を分け明確にしております。
執行役員報酬については、固定報酬と業績連動報酬に分け、さらに業績連動報酬については、役位に応じて全社業績と自組織業績の比率を決定し、中長期的な施策を含む設定目標の達成度に応じて報酬額が変動する制度を導入しております。
なお、現状は、年度毎の現金報酬となっており、自社株報酬の導入については、課題と認識しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役および監査役に対する報酬等の総額は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬　150百万円
(うち社外取締役)　　(4百万円)

監査役に支払った報酬　55百万円
(うち社外監査役)　　(55百万円)

計 205百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役や社外監査役に対する情報伝達は経営企画部が担当しております。取締役会は原則月に1回開催しており、取締役会開催日時、場所および議題についての招集通知を各取締役および各監査役に対してEメール等にて発信しております。また、説明を要する議題につきましては、事前に説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 業務執行、監査・監督の機能

1)取締役会および取締役
取締役会は、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われているかを監督します。
取締役会は、社外取締役3名を含む全取締役8名(内、独立役員1名)で構成され、全監査役3名も出席し、毎月1回定時取締役会を開催しており、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な経営を実現しております。
なお、取締役の選任方針は以下の通りであります。

ア) 取締役(社内)
取締役(社内)は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、情報通信分野をはじめとする専門的知識と豊富な経験を兼ね備えたものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

イ)社外取締役
社外取締役は、誠実な人格、経営に対する高い見識と能力を有し、業務執行の監督および出身分野や企業経営における広範な知識・経験に基づく外部的視点からの助言が行えるものを候補者とし、その性別、国籍は問わない。

2)監査役会および監査役

当社の監査役3名は全て社外監査役（内、独立役員2名）であり、職歴や経験、専門的な知識等を生かして適法性の監査に留まらず、公正・中立な立場から経営全般に関する助言を行っております。
監査役会は、原則として月1回開催され、監査役3名が協議・報告等を行っております。また、常勤監査役1名が、取締役会や経営会議を始めとする社内の重要会議に出席し、経営方針の決定状況および取締役の職務執行状況を監視する体制となっております。更に監査役は内部監査部および監査法人との連携を適宜図り、意見交換および情報交換を通じて内部統制体制の強化に努めております。
なお、監査役の選任方針は以下の通りであります。

誠実な人格、経営に対する高い識見・経験・能力、業務上の専門的知識とマネジメント経験を持ち、当社の持続的成長・発展と中長期的な企業価値の向上に資すると判断されるものを候補者とし、国籍・性別等は問わない。特に独立社外監査役については、法律・会計・企業経営等における高度な専門知識と豊富な経験を有するものを候補者とする。

3）経営会議
経営会議では、会社経営全般に関する重要な方針や取締役会付議・報告事項等、経営に関わる重要事項について協議を行うとともに、経営会議出席者相互の情報交換を通じて、業務執行上の意思疎通の円滑化を図っております。
経営会議は、常務以上の役付執行役員が出席しており、定期開催の他、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。

4）執行役員会
執行役員会では、業務執行上の重要事項を伝達・報告することで部門間の意思疎通を図っております。
執行役員会は、取締役会によって選任された全執行役員21名で構成されます。

5）内部監査部
当社は独立した社長直轄の内部監査部（人員15名）を設置しており、内部監査規程に基づき、会計監査・業務監査（定例業務監査・個人情報保護監査）等を実施しております。
内部監査部は予め策定された内部監査計画に基づいて監査を実施いたしますが、社長より特に命ぜられた場合は、特命監査を実施いたします。
内部監査結果については内部監査報告書を作成し、被監査部門は同報告書での指摘事項に基づき、フォローアップ報告書を作成し、速やかに業務改善に反映させる体制となっております。

6）会計監査人
当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。
業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人および継続監査年数は下記のとおりとなっております。
また、下記以外に公認会計士5名、その他5名の計10名の補助者で監査業務を実施しております。

指定有限責任社員　業務執行社員　川島 繁雄　有限責任監査法人 トーマツ
指定有限責任社員　業務執行社員　大橋 武尚　有限責任監査法人 トーマツ
（注）継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2. 指名、報酬決定の機能
指名委員会および報酬委員会の概要については、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】」をご参照ください。

3. 責任限定契約の内容の概要
当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役は、会社法第427条第1項および当社定款第28条、第38条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意にしてかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は「監査役会設置会社」の形態を採用しております。
業務に精通した社内取締役を中心にスピード感のある経営が可能であると同時に、通信業界や企業経営に精通している社外取締役が取締役の職務執行に対する監督や外部的視点からの助言を行っております。
また、企業経営、財務、経理、会計、法務等の専門的な見識を有する監査役が、内部監査部・監査法人と連携して監査を行うことにより業務の適正性を確保できる体制となっているため、「監査役会設置会社」の形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月19日開催の株主総会の招集通知を法定期限の6日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期の株主総会は、第一集中日である6月26日、第二集中日である6月25日を回避して6月19日に開催いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトにて、平成27年6月19日開催の株主総会の招集通知（要約）の英文を公表しております。 URL（http://www.t-gaia.co.jp/english/ir/event/meeting.html）
その他	株主の皆様と当社経営陣の意見交換のため、株主総会終了後に株主懇談会を実施いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。 URL（http://www.t-gaia.co.jp/ir/disclosure.html）	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年10月18日 名古屋：参加者156名 説明者：社長、説明内容：会社紹介、事業戦略および決算説明。 平成26年11月8日 大阪：参加者167名 説明者：社長、説明内容：会社紹介、事業戦略および決算説明。 平成26年12月13日 東京：参加者341名 説明者：社長、説明内容：会社紹介、事業戦略および決算説明。 平成27年3月14日 東京：参加者212名 説明者：社長、説明内容：会社紹介、事業戦略および決算説明。 平成27年10月17日 大阪：参加者152名 説明者：社長、説明内容：会社紹介、事業戦略および決算説明。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年5月19日 東京：参加者74名 説明者：社長、説明内容：平成27年3月期決算説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算短信以外の適時開示資料、決算説明会資料、株主通信等。 URL（http://www.t-gaia.co.jp/ir/library/index.html）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署　　：経営企画部 広報・IRチーム IR事務連絡責任者：経営企画部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、平成26年4月制定の企業理念において、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、様々なステークホルダー（お客様、株主、従業員、社会）を視野に入れつつ、「企業と社会の持続的成長」の実現を目指しCSR活動を推進してまいります。 当社は、CSR推進協議会を設置し、当社のCSR活動方針および取組み状況等について定期的に協議を行うとともに、CSR通信を発行し社内の啓発活動を行っております。 具体的な取組みとしては、アイメイト協会（盲導犬育成事業）への支援や開発途上国の子供たちの給食費の援助、「JPSAオフィシャルサポーター」として障害者スポーツの推進や選手の強化活動への協賛、本社周辺の清掃活動等を行っております。 また、大規模災害発生時には義援金の拠出に加え、被災地でのボランティア活動にも取り組んでおります。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ディスクロージャーポリシー」において、ステークホルダーへの積極的かつ公平な情報提供について定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループでは、内部統制システムは、「経営の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令遵守（コンプライアンス）」、「資産の保全」の4つの目的を達成するために、全社的なプロセス（内部統制）を有効に機能させることで企業活動の適正化を推進する体制であると理解しております。

2．内部統制システムに関する整備状況

（1）内部統制に関する体制や環境の整備状況

取締役会は内部統制上の最高決議機関であり、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているか監督する機関でもあります。

取締役の人数は定款にて実質的な討議が可能な最大数（12名）以下に留めており現在は8名であります。

また、経営における「意思決定ならびに業務執行監督」機能と、「業務執行」機能とを分離することにより、取締役会の機能を強化するとともに業務執行の迅速化を図る「執行役員制度」を採用しております。執行役員は任期を1年とし、取締役会により選任され、定められた責務を遂行いたします。

本部・支社および部・支店を業務執行単位とし、本部長・支社長および部長・支店長に対して「職務権限規程」に基づく一定の権限を付与することで、現場に密着したスピード感のある経営を実践しております。また、本部・支社および部・支店を採算単位とすることで、経営状況の透明性を確保しております。

職務執行については、職務権限および業務分掌等の規程に基づき、権限と責任を明確にした権限の委譲を行い、迅速な職務の執行を確保するとともに、権限を越える事項の実施については、コーポレート部門等の専門分野の見地から審議の上、規程に定められた決裁を受けることとしております。必要に応じて規程および稟議申請・報告手続き等の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。

加えて、内部監査部が、「内部監査規程」に従い、本部・支社および部・支店において、法令・定款・諸規程に従って適法かつ適正に業務が行われているかどうかを定期的に監査し、監査結果を社長に報告するとともに、不備がある場合は該当部門に改善報告書を提出させ対策に当たらせております。

また、当社グループの内部統制の構築、運用ならびに監督を行う組織として「内部統制委員会」を設置し、内部統制委員会は内部統制に係わる整備・運用状況等を取締役会にて非常勤役員にも適宜報告しております。内部統制委員会には社外監査役である1名の常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。

（2）リスク管理体制

当社グループは、事業活動を健全かつ永続的に発展させ、継続的に企業価値を拡大するためには、当社グループを取り巻く様々なリスクに迅速かつ的確に対応することが重要であると認識しております。そのためリスク管理を経営戦略上の重要事項とし、能動的にリスクをコントロールするために「リスク管理部」に加えて、「リスク管理委員会」を設置しております。

リスク管理の対象となる項目については、情報セキュリティリスク、資産関連リスク、サービス/製品リスク、自然災害リスク、環境リスク等の種類分けをしており、リスクの種類毎に所管責任部署を置き、リスク把握、予防措置等を講じております。

「リスク管理委員会」を通じて認識されたリスクの把握状況ならびに重要な施策について、経営会議ならびに取締役会への付議・報告等を実施し、リスクが顕在化した場合は「リスク管理委員会」を速やかに開催し、所管責任部署を通じ被害を最小限に食い止め、全社員が一体となって危機対応が行えるよう体制を整えております。

（3）コンプライアンス推進体制

当社グループは、「コンプライアンス」を業務遂行上の最重要課題の一つとして位置づけております。通常のライン以外にチーフ・コンプライアンス・オフィサーおよびコンプライアンス委員をもって構成される「コンプライアンス委員会」にて、コンプライアンスに関わる諸問題を討議し、改善活動に繋げております。

さらに社長直轄のコンプライアンス常設推進組織として、「コンプライアンス推進部」を設置していることに加え、各拠点にコンプライアンス専任者を配置することにより、コンプライアンス体制の整備と有効性の維持・向上を図っております。

また、リスク情報の早期把握のため社外組織と提携し、従業員の相談窓口である「職場のヘルプライン」および公益通報者保護法に基づき社外の弁護士も含めたコンプライアンスに関する報告・相談ルートを複数設置しております。

（4）財務報告に係る内部統制への対応

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性を評価するために、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価に関する基本方針」および「財務報告に係る内部統制評価規程」を定めております。さらに全社横断的な立場で財務報告に係る内部統制の整備および監督を行う「内部統制委員会」を設置し、適正な財務報告を実施できる体制を構築しております。

（5）職務執行に係る情報の保存および管理

当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を定め、職務執行に係る重要情報を文書または電磁的記録により関連資料と共に保存・管理しており、取締役および監査役は、これらの文書等をその要請に基づき速やかに閲覧できることとなっております。

また、「情報システム管理規程」を定め、取締役の職務執行に関する電子情報の適切な保管および管理を図っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として「コンプライアンス規程」に「総会屋、暴力団等の反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、安易な金銭的解決を図ることなく毅然とした態度で対応する」、「反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引もしない」ことを明記し、全従業員への公布に加え、全国不当要求防止責任者講習を実施し、周知徹底を図っております。

具体的な対策としては、反社会的勢力との関わりを未然に防止するための手続きとして「反社会的勢力 事前調査手続きに関するガイドライン」を定め、取引開始時の事前審査を行うことにより反社会的勢力の排除を行っております。また、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の会員となっており、警察との連携体制を構築するとともに、その会合に出席し情報の収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

1. 適時開示に関する基本的な考え
当社は、様々なステークホルダーに対する説明責任を重視し、適正なガバナンスおよびコンプライアンス体制の維持・運営に取組み、企業価値の更なる向上を目指しております。
また、「金融商品取引法」(以下「金商法」)、東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」(以下「適時開示規則」)、ならびに当社が定めている「ディスクロージャーポリシー」等に基づき、全てのステークホルダーの皆様に重要・有益な会社情報を適時に、正確にかつ公平に開示いたします。

2. 適時開示に係る社内体制
当社は、金商法、適時開示規則等に基づく情報開示を適正に実現する観点から、「情報開示委員会」を設置しております。
決定事実、発生事実および決算情報に拘らず重要な会社情報はいずれの場合も、情報開示委員会関連部署(経営企画部、主計・財務部、法務部等)にて管理する体制をとっております。
情報開示委員会関連部署を中心に、適時開示情報に該当するか否かの判断を適時開示規則に従って行い、情報開示委員会にて、公表内容の検討ならびにその正確性の検証を行っております。

当社の重要な会社情報の収集・管理体制等は次の通りになります。

1. 決定事実
当社では、「取締役会規程」、「経営会議規程」および「職務権限規程」の定めに従い、決定事実に該当する重要事項は、経営会議での協議を踏まえ、取締役会で決議されます。
従って、取締役会等の重要会議の事務局である経営企画部が、重要事項を全て把握・管理する体制となっております。

2. 発生事実
役職員は、重要事実が発生したこと若しくは発生するおそれがあることを把握した段階で、「インサイダー取引管理規程」に基づき、速やかに内部情報管理責任者であるコーポレート部門担当役員に報告いたします。
内部情報管理部署である法務部が発生事実の管理・統括を行い、経営企画部と情報共有を図っております。

3. 決算情報
決算情報について、主計・財務部が財務諸表等を作成しますが、同時に会計監査人の監査も受けております。
さらに、金商法および当社が定める「財務報告に係る内部統制評価規程」に基づき、全社横断的な立場で財務報告に係る内部統制の整備および監督を行う「内部統制委員会」を設置し、適正な財務報告を実施できる体制を構築しております。

【模式図】

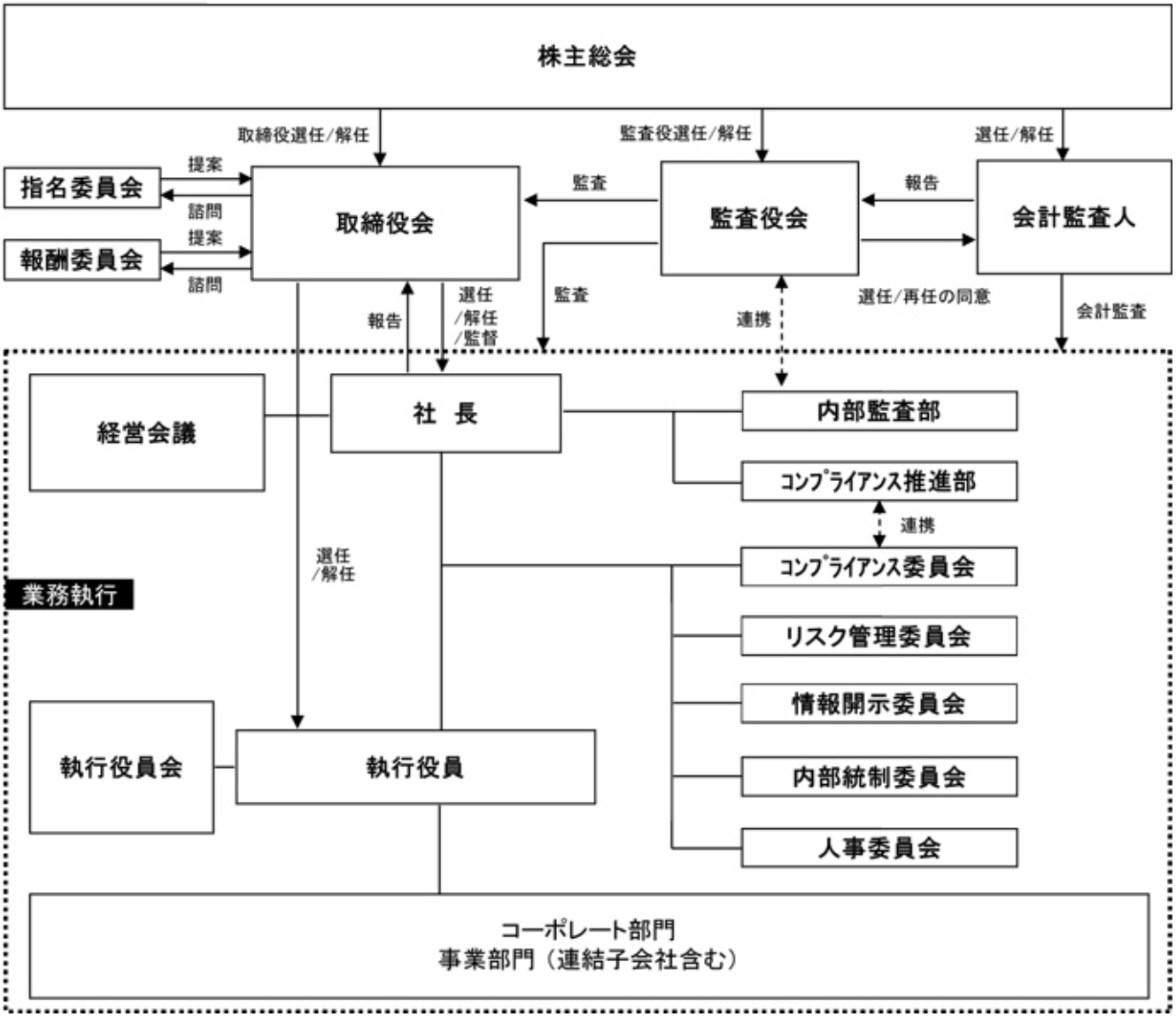
株主総会
取締役選任/解任
監査役選任/解任
選任/解任
指名委員会
提案
諮問
報酬委員会
提案
諮問
取締役会
監査
監査役会
報告
会計監査人
報告
選任
/解任
/監督
監査
連携
選任/再任の同意
会計監査
経営会議
社　長
内部監査部
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進部
連携
選任
/解任
ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ委員会
業務執行
リスク管理委員会
情報開示委員会
執行役員会
執行役員
内部統制委員会
人事委員会
コーポレート部門
事業部門（連結子会社含む）

【適時開示プロセス】

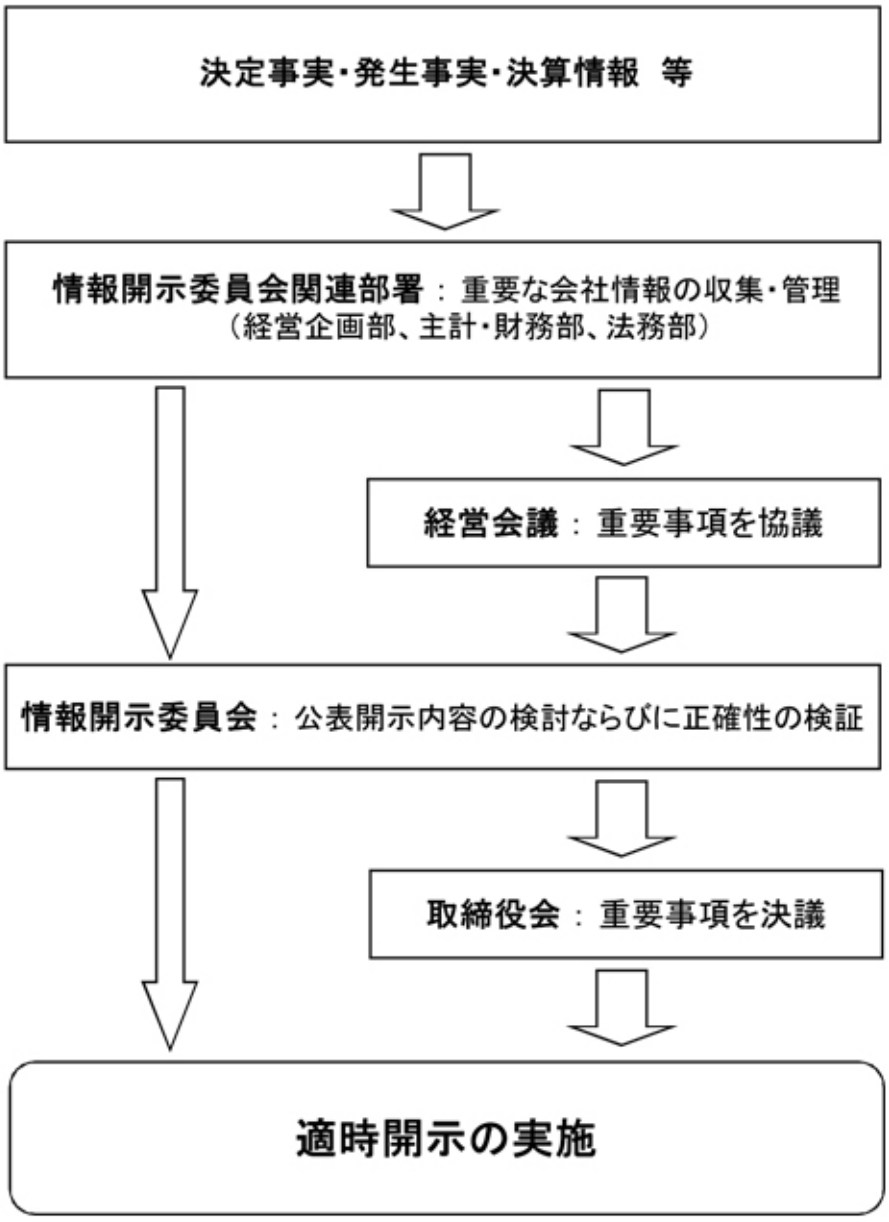
決定事実・発生事実・決算情報　等
情報開示委員会関連部署：重要な会社情報の収集・管理
（経営企画部、主計・財務部、法務部）
経営会議：重要事項を協議
情報開示委員会：公表開示内容の検討ならびに正確性の検証
取締役会：重要事項を決議
適時開示の実施